



令和6年2月6日

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄 様

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会
会 長 石 崎 一 記



小谷小学校が通学区域となっている地域の通学区域の見直しについて（答申）

本審議会は、令和5年12月27日付鴻教学務第620号で諮問を受けた標記の件について、鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例に基づき、慎重に審議を行い、下記のとおり結論に達しましたので、答申します。

記

1 審議結果

- (1) 現在、小谷小学校の通学区域を令和7年4月1日から、次のとおり再編することが妥当である。
 - ・ 明用、前砂地区については、吹上小学校、吹上中学校とする。
 - ・ 三町免地区、小谷北町内会の区域については、赤見台第二小学校、赤見台中学校とする。
 - ・ 小谷南町内会の区域については、箕田小学校、赤見台中学校とする。
- (2) 令和7年3月31日時点で、小谷小学校に在籍していた児童について、吹上小学校への通学を認めることは妥当である。また、その際には、児童の登下校における安全確保の観点から、教育委員会で定めた基準に基づき、スクールバスを活用した送迎対応をすることは妥当である。
なお、スクールバスを運行する期間は、令和7年3月31日現在で、小谷小学校に在籍している児童が吹上小学校を卒業する令和12年3月31日までとする。
- (3) 兄弟が吹上小学校に在籍している場合、吹上小学校への入学を認めることは妥当である。
- (4) 令和7年3月31日時点で、小谷小学校に在籍していた児童が吹上小学校を選択した場合又は、兄弟が在籍していることにより吹上小学校を選択した場合、吹上中学校への進学を認めることは妥当である。
- (5) 袋地区の通学区域については、全てを下忍小学校、吹上北中学校とすることは妥当である。

- (6) 実施に当たっては、適正な通学区域を確保しつつも保護者の意見を尊重されたく、以下の意見を付す。

2 付帯意見

- (1) 令和6年度に小谷小学校を卒業する児童については、吹上中学校への進学を認めることとする。
- (2) 小谷地域においては、通学区域の再編に伴い、地区によっては児童数が著しく少なくなることから、児童の登下校の安全確保を優先するため、指定校以外の箕田小学校、赤見台第二小学校、吹上小学校への就学を希望する保護者に対しては、「鴻巣市立小・中学校通学区域の弾力化」の、「その他、教育上必要と思われる場合」の適用も含めて、個別に対応することとする。
- なお、弾力化での対応期間は、令和12年3月31日までとする。